

藤井正大法律事務所

□弁護士 藤井正大 (fm24-5-7@x.age.ne.jp)

□弁護士 山口枝見子 (emiko@age.fm)

〒604-0866

京都市中京区両替町通丸太町下ル 船越デビル2F

TEL.075-255-6005 / FAX.075-255-4508

*本書は当事務所ゆかりの方々に最近の身近な法律問題についての情報を提供するものです。

*お近くに配信ご希望の方がおられたら、どうぞお知らせください(メール配信も可能です)。

No.121(R1.5.8)死後、私は、夫が埋葬されている墓ではなく、実家の先祖代々の墓に入りたいと思っています。嫁ぎ先の墓ではなく、実家の墓に入ることはできるでしょうか？

A: 墓地使用权者の了解があれば、実家の墓に入ることができる可能性が高いと思います。

なお、各墓地が定めている墓地使用規約等の確認も必要です。

★ 夫婦は、民法上同居義務がありますが(民法752条)、死後の夫婦の墓については特に規定はありません。

そのため、夫婦が別々の墓に入ることは法律上問題ありません。

● ただ、実家の墓に入る場合には、墓地使用权者(永代使用权者)の使用权に基づき、墓に入ってもらふことになります。そのため、ご相談者自身が、実家の墓の墓地使用权者でない限りは、墓地使用权者の了解が必要になります。

★ また、婚姻により姓が変わっている場合にも、ご実家の墓に入ることができるのかが問題になります。まずは、各墓地が定めている墓地使用規則等で、遺骨を埋蔵できる者の範囲が制限されていないかを確認する必要があります。

◎ 例えば、規則に「墓地に埋蔵・収納できるのは原則として墓地使用权者の親族の遺骨に限る」等の規定がある場合、ご相談者については、結婚して姓が変わっていても血族であることに変わりはないため、同じ墓に遺骨を埋蔵することができると考えられます。もっとも、他の例、内縁関係にある者や友人の場合では、上記規則では不可能ということになるでしょう。



(次回話題) 私のマンションは住宅専用になっていますが、私設の託児所を開いている人がいます。やめさせたいのですが、できるでしょうか。

(R1.6.1 予定)